

# 久御山町議会新型コロナウイルス感染症対応申し合わせ事項

令和2年4月30日 久御山町議会災害対策会議

いま、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、町民の生命と健康を守ることが第一義的課題である。よって久御山町議会においては、町の新型コロナウイルス感染拡大防止対策への対応及び本町議会における対応について、下記のとおり申し合わせするものとする。

## 1 感染防止対策

### (1) 自粛と履歴管理

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言などを遵守するため、感染がみられる地域への訪問は当分の間自粛し、やむを得ない場合には、感染防止対策を取るものとし、不用な議会の登庁を自粛すること。

### (2) 感染症対策の徹底

本議会棟3階及び各議員控え室に設置のアルコール消毒液を使用するほか、手洗い(手指の消毒)や咳エチケットなど基本的な感染症対策を徹底するとともに、「密閉」「密集」「密接」を避けるものとする。

### (3) 会議への出席自粛

議員自らが感染を拡大する原因とならないよう、発熱や風邪の症状が見られる場合は、本会議や委員会など会議への出席を自粛するものとする。

なお、下記に該当する場合は、必ず議長に申し出るものとする。

①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。

※高血圧や糖尿病、心臓病などの基礎疾患がある場合は、2日程度。

②倦怠感(強いだるさ)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

③味覚、嗅覚に異常がある。

④上記のほか、新型コロナウイルス感染症特有の症状がある。

⑤家族に上記の症状がある人がいる。

### (4) 健康確認

議員が登庁する場合は、必ず検温を行うものとする。

### (5) マスクの着用

現状の新型コロナウイルスの感染経路は飛沫感染、接触感染と考えられているため、議長の判断により、発言者を含め会議出席中はマスクを着用すること。

#### (6) 傍聴者への対応

傍聴者に対しては、チラシ等の掲示により手洗い・咳エチケットの啓発をおこなうとともに、アルコール消毒液の積極的な使用を呼びかけるものとする。

また、感染の状況により、ホームページや SNS において、予め傍聴を遠慮いただく旨を呼びかけ、議会インターネット中継について周知するものとする。

#### (7) 会議室の換気

常任委員会等の会議時間及び休憩時には、できる限り窓や扉を開けて換気を行うものとする。

#### (8) 議場の対応

接触感染防止のため、当面の間、議場の議席の間隔を離して対応するものとする。

### 2 感染が発生した場合の対応

感染が発生した場合は、下記のとおり対応するものとする。

発生的事象 対応	近隣市町村	町内	議員・議会事務局・ 執行機関職員と その家族
感染防止対策の徹底	○	○	○
会議等での扉開放	○	○	○
排煙窓等での常時換気	○	○	○
傍聴の見合わせ		○	○
会議の短縮・日程変更・中止等			○
登庁自粛			○

### 3 執行機関との情報収集・問合せ

(1) 議員から執行機関への意見・要望、問合せ等については、発生状況等をみながら、久御山町新型インフルエンザ等対策本部の対応に配慮するものとする。また、特定の患者に関する問合せ等を行わないものとする。

(2) 執行機関からの報告・通知等は、議長の判断のもと、メール等で伝達するものとする。

### 4 その他

当面、この申し合わせ事項により対応するものとし、緊急を要する事項、または軽微な変更等については、議長の判断のもとで対応するものとする。